

議会改革推進会議第4回会議

- 1 日 時 令和4年12月14日（水）午後2時30分開会
午後3時25分閉会
- 2 場 所 議事堂第3委員会室
- 3 出席者 委員長 瘡師富士夫
委員 山本 徹、奥野詠子、井上 学、山崎宗良、
藤井大輔、亀山 彰、庄司昌弘、井加田まり、
火爪弘子、吉田 勉、杉本 正
IT活用検討委員会委員長 平木柳太郎

4 協議の経過概要

瘡師委員長 皆さん、大変お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから第4回議会改革推進会議を開会いたします。

なお、今回もIT活用検討委員会の平木委員長に出席をいただいております。

それでは、早速協議に入ります。

協議事項の1、ハラスメントに係る相談体制の整備について、事務局から説明をお願いします。

事務局（朴木総務課課長補佐） それでは、資料1-1「ハラスメント相談体制概要」を御覧ください。

これまでの議論の内容を踏まえまして、事務局案を作成しましたので、御説明させていただきます。

申立人、ハラスメント被害者のことですが、申立人が議会における相談体制の利用を希望する場合、資料の点線から右側ですが、申立人は、議長が委嘱したハラスメント相談員に直接相談の申出を行います。

相談の申出は、議長や事務局職員ではなく、ハラスメント相談員

に直接行うということで修正をしました。

その際に、事務局の指定職員は取次ぎなどの補助業務を行います
が、相談内容には立ち入りません。

なお、ハラスメント相談員は、弁護士等の外部有識者、複数名を
想定しております。

あと、ハラスメント相談員は、申立人に対して、②調査、相談、助
言等を行い、③申立人が希望すれば議長に結果を報告します。申立
人の意向により相談、助言のみを行い、議長へ報告しないというこ
とも可能といたします。議長は被申立人、ハラスメントの加害者で
すが、この被申立人に対して、④申立人の意向や相談員の意見を踏
まえて、必要に応じて注意等の対応措置を講じます。

申立人が外部の専門機関へ直接相談することを希望する場合、点
線から左側ですが、議会は関与いたしませんので、議長や事務局職
員に知られることなく、相談が可能となります。

議会における相談体制の整備により全ての問題が解決できるわけ
ではないかもしれませんが、被害が拡大する前の早い段階で議長に
知ってもらい、問題がエスカレートすることを防ぐなど、議会の自
律的な解決ができるものについて、迅速かつ適切に対応することが
できればよいのではないかなと考えております。

続きまして、資料1-2を御覧ください。

1番の本県相談体制の基本的な考え方ですが、議会における自律
的解決、プライバシー保護への配慮、相談しやすい体制づくりをコ
ンセプトとしております。

2番の相談体制に関する要綱案ですが、資料1-3の4ページか
ら7ページにありますので、後ほど御一読いただければと思います。

この要綱案につきましては、福岡県の条例を参考に作成しており
ます。

基本的な考え方に対応する規定を中心に、要点を御説明させてい
ただきます。

第3条には、ハラスメントに関する議員の責務を規定しています。

第4条は、ハラスメント事案が発生することを防止するため、議員に対する研修の実施を盛り込んでいます。

第5条第1項には、弁護士その他ハラスメント事案に関する専門的な知識や経験を有する者数名を相談員に委嘱すること。第2項には、県議会事務局の職員の中から指定した者、指定職員と呼んでいますが、指定職員を相談員の補助業務に従事させることを定めています。

第6条は、申立人の意向を踏まえた上で、相談員から議長へ調査の結果を報告することを定めています。

第8条は、相談事案関係者の義務として、関係者全員に対する守秘義務を定めています。

第11条は、議長が当事者の場合、副議長が対応する旨を定めています。

3番の今後のスケジュールですが、今回いただいた御意見を踏まえて要綱最終案を作成し、今年度中に相談体制を整備したいと考えております。

説明は以上です。

瘡師委員長 ありがとうございます。

それでは、各会派から御意見をいただきたいと思います。

順番に、自民党さん。

奥野委員 前回までのいろんな議論の内容を踏まえて、このようにつくっていただいたのだと思いますので、まずはこれで結構なのではないかなと思います。

瘡師委員長 次は新令和会さん。

亀山委員 こういうふうに絵というか表にさせていただきますと、本当に分かりやすく、文章だけじゃないからいいかなと思っております。これで結構です。

瘡師委員長 次に、立憲民主党・県民の会さん。

井加田委員 申立人から見て、いろいろとその状況に応じて選択できるように整理されていると思いますので、これで進めていただければと思います。

瘡師委員長 日本共産党さん。

火爪委員 御苦労さまでした。良いと思うんですが、ちょっと質問ですけど、これは、公表については、議長からとか、どこかの段階で公表する事例が発生するということは全く想定をしていないのですか。

瘡師委員長 事務局、どうですか。

事務局（朴木総務課課長補佐） 資料の7ページ、資料1－3の要綱ですが、第9条のところで、防止措置等というところがあり、被申立人が勧告に応じないときだとか、再発を防止するためにやむを得ないような場合には、議長は相談内容や調査結果などの全部または一部を公表することができるとしておりまして、場合によっては公表することもあり得るとなっております。

火爪委員 分かりました。これ、守秘義務があるんですが、どこかで漏れてしまうなど、いろんな場合が想定できるので、一応そういう項目も盛りされているということで、分かりました。

瘡師委員長 公明党さん。

吉田委員 再確認ですが、ハラスメント相談員は、どんな人に依頼するのでしょうか。

事務局（朴木総務課課長補佐） 弁護士やハラスメント事案に専門的な知識や経験を有する方を想定しております。

吉田委員 資料に指定職員とありますが、これはまた別でしょうか。

事務局（朴木総務課課長補佐） そうです。指定職員は、議会事務局の職員の中から指定した者ということで、議会事務局職員です。ハラスメント相談員は、弁護士などの外部の有識者を想定しています。

吉田委員 それでA、B、Cとあるわけですか。

事務局（朴木総務課課長補佐） 外部の有識者のハラスメント相談員は、一応ここでは3人としていますが、複数名に委嘱することを想

定しています。

吉田委員 Aの人とBの人とそれぞれまた違うわけですね。

事務局（朴木総務課課長補佐） そうです。Aさん、Bさん、Cさんという意味です。

瘡師委員長 やはり1人より複数のほうが、いろいろ判断するにはよろしいんじゃないかと。

吉田委員 分かりました。了解しました。

瘡師委員長 会派至誠さん。

杉本委員 今ほど説明を聞いたんですが、それでもよく僕は分からない。皆さんがよいと言われれば反対はしません。

瘡師委員長 ありがとうございます。おおむね皆さん方、この線で進めていただきたいということでした。

細部の修正等については私に御一任をいただき、議会改革推進会議としての案を取りまとめていきたいと思っております。先ほどのスケジュールにもありましたが、今年度内にということで進めさせていただきます。

次に、協議事項の2、議会資料及び会議録等の配付の取扱につきましても、事前に各会派に対し意見の照会を行ってございまして、その結果を資料2の上段に取りまとめてございます。

資料2を御覧ください。御覧のように、こちらのほうは全会派の意見が一致しましたので、会議録等については、議員一人一人の配付をやめまして、会派控室への配付とすることといたします。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

瘡師委員長 それでは、次に協議事項の3ですが、議会日程ポスターについてですが、こちらも同様に意見照会を行い、結果を資料2の下段に取りまとめてあります。

各会派から順に、この内容の説明をお願いしたいと思います。

自民党さん。

奥野委員 記載のとおりであります。一旦休止をして見直しを検討すべきということでもあります。

また、費用対効果を見極めて、掲示箇所やデザイン等、一旦見直しが必要だと思っています。

そのときには、やっぱりどういう方の目に触れるのがいいのか、対象者をしっかりと想定することで、掲示場所であったり、デザインであったりということも効果的なものに定まってくるのではないかなと思います。

ただ、前回も議論になりました、多額の費用がかかる駅の掲示はやめてもいいのではないかなと思っています。

あわせて、SNS等の発信も同時に強化してはどうかと思いますが、このSNSの発信というのも、結局、今のポスターと同じで、誰に向けて何を、どんなデザインとか、どんな文言で発信するのかということによって、やっぱり相手に伝わったり、響かなかったりということがあるのだと思いますので、こういうのを含めて、一旦休止して見直してはどうかという意見であります。

瘡師委員長 次に、資料では白紙になっていますが、新令和会さん。

亀山委員 一旦休止して見直しを検討するというのはもちろん賛成なので、休止している間に何が不自由か、実際にやってみて初めて分かるかなど。結論を先に言うよりも、例えばこんなのにお金を使っているということもあり得るかもしれないですし、苦情が来ればそれに対応しないといけないということで、一応休止をした状態で検討するということです。

瘡師委員長 分かりました。

次に、立憲民主党・県民の会さん。

井加田委員 一旦休止というやり方もありますけど、今年度予定されている部分については、例えば、少し場所を選択するというか、学校と高校等には主権者教育という観点もあるので掲示させてもらえばいいのかなという思いです。それとやはり、SNS世代の上の人

たち、そういう人たちへの配慮も必要ではという思いもあり何か検討する必要はあるのかなということですのでこういう意見にしております。

瘡師委員長 日本共産党さん。

火爪委員 記載のとおりです。一旦休止するという事は、いつまで休止するのかなということも気になるところです。せっかく導入して今までやってきたので、見直して実施してはどうかなと私は思っています。

まず、多額な費用がかかっている駅への提示は直ちにやめれば、予算を縮小することができると思います。もう少し簡素にし、半分ぐらいの大きさでいいんじゃないかと思います。紙質も落としてもいいのではないかと思っています。

S N S は S N S として強化をすると。ただ、やっぱり従来どおり掲示をしてあることによって、県議会への関心を持ってもらう効果というのはあったと思うんです。例えば、うちの党の事務所でも貼ったり、市議会の我が会派の控室にも貼ってもらったり、出先に貼ってもらったりということで、あっ、県議会はこうなんだなと、火爪さんが質問しているんだなというアピールになってきたと思うので、見直してもいいですけど、再開は早めにとっています。

以上です。

瘡師委員長 ありがとうございます。

公明党さん。

吉田委員 私も、一旦始めたきっかけと言ったら、主権者教育に力を入れ、富山県議会を知ってもらうにはどうするかという課題からスタートしたわけなんで、僕は走りながら改革していったらいいと思います。ポスターのデザインとか、富山市議会ではライトレールの写真を使っていますし、何かちょっと工夫できないものかなという気がします。

瘡師委員長 会派至誠さん。

杉本委員 前回の会議でも言ったんですが、縄文時代というか石器時

代というか、そういう時代の一番アナログ人間の僕でさえ、フェイスブックやLINEで、議会があるから、特に僕の場合は、僕が質問するから見てくれとお知らせしているんですよ。300人にLINEでやっている。それから、フェイスブックも結構見てくれるんですよ。批評、感想も何十人の方から届くんですよ。だから、新しく県議会の広報紙も作成して、それにも費用がかかっているから、これは議員自身が皆自分たちでやれば、僕はやらなくてもいい、すぐにでもやめたほうがいいと思う。

瘡師委員長 分かりました。

各会派から御説明もいただきましたが、どなたでも結構でございますので、何か発言ありましたらお願いしたいと思います。

〔発言する者なし〕

瘡師委員長 いろいろと御意見もいただきましたが、各会派、何らかの見直しは必要であるというのは一致しておったかなと思います。

そこで、ここは一旦休止の上、誰に何を知らせたいのかというか、そのターゲットに効果的な情報の発信の方法等も含めて検討することとしてはどうかと考えております。

見直しの検討については、今できるだけ早期ということでありましたけれども、先送りするつもりではないんですが、新年度以降すぐに議会改革推進会議で検討することとしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

火爪委員 委員長がそうしたいと言うなら、仕方がない。

井加田委員 2月はやめると言われたんですか。

瘡師委員長 2月は今年度だからやりますよ。新年度に改めて検討を進めていきたいと、先ほどの意見にもありましたように、やっぱり誰に何を知らせたいのかとか、デザインなども見やすいようなものにしないと、インパクトが弱いのかなという思いもありますし。

ただ、そういうのはポンと事務局さんお任せというわけにもなかなかいかないので、やはり議員の皆さん方の御意見を伺いながら、

アイデアも出していただきながら進めていかなければいけないんじゃないかなと思いますので。

そういったことで、2月定例会は今年度ですので、それはやりますので。よろしいですかね。

〔「いいと思います」と呼ぶ者あり〕

瘡師委員長 どうもありがとうございます。

それでは、次に、協議事項の4、オンライン委員会の実施に係る規定整備についてであります。

先日、IT活用検討委員会において、オンラインによる模擬委員会をされましたが、その概要につきまして、まずは平木委員長から御説明をいただき、その後、具体の規定整備等について事務局から説明をお願いしたいと思います。

平木議員 先週12月7日に、IT活用検討委員会のメンバーで、模擬的にオンライン委員会を開催しました。開催方法としては、委員会室を2つ使用しまして、1つは通常の委員会室参加者用、もう一つはオンライン参加者用の部屋という形で、両方の部屋でそれぞれタブレットのマイク、スピーカーの操作を行いながら質疑、採決等を試行いたしました。

模擬委員会後の意見交換の際に出た意見としては、議員全員がオンライン会議に参加できるように、タブレットの操作などを練習するような機会があればいいという意見であるとか、委員会だけがオンラインで開催といっても、例えば本会議がオンラインで参加できなければ不十分ではないかという意見もありました。

本会議へのオンライン参加については、現在、国でも議論されておりますが、現状としては、まず、委員会においてオンラインの審議等にも対応できる体制を整えていく必要があると考えています。

それに伴う規定整備等については、この後に事務局から説明をいただきますので、資料を御覧ください。よろしく申し上げます。

瘡師委員長 では、事務局のほうから申し上げます。

事務局（森議事課副主幹・委員会係長） それでは、私から説明をさせていただきます。

オンライン委員会の規定整備については、本年度は年度当初に模擬委員会を経て検討して、年度末に規定整備、というスケジュールだけお示しして、詳細をお話しするのが今初めてなので、若干細かく説明させていただきます。

9 ページの資料 3 を御覧ください。これまでの経緯のおさらいから申し上げます。資料の上部、経緯を簡単に示しております。

きっかけとしては、令和 2 年からのコロナ禍で、世の中オンライン会議が急速に普及しまして、執行部もオンライン会議を国とやったりしています。

そんな中で、地方議会のオンライン開催についての議論もなされたところで、そこで国が示した見解が、令和 2 年 4 月 30 日の総務省通知で、下線が引いてあるとおり、コロナウイルス感染症まん延防止措置の観点等から開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合に、映像と音声の送受信により——これがオンラインですね——委員会を開催することは差し支えないとされました。

なお、本会議については、小さく記載があります。先ほど委員長からお話がありましたが、その出席が地方自治法上、現に議場にいることと解されているとして、現状、オンラインは認められていないところ です。

委員会のほうは差し支えないということで、この総務省通知以降、大阪府議会を皮切りに、各都府県で規定整備が進みました。実開催も令和 3 年度末までには 8 都府県で行われたという情報があります。

本年 10 月末時点の様子を見ますと、19 の都府県が規定整備済みです。

ほかに調査結果として、本県を含めて 7 県が規定整備の予定という情報もあります。合わせて 26 都府県で全体の半数を超える自治体が規定整備済みあるいは規定整備を予定していると。そして、本県

でも規定整備に向けて、まずお試しを何度かしてみようということで、タブレットの導入後の本年度に2回、先ほど委員長からお話がありました12月7日と、その前に8月にも簡単に、どっちかというオンライン会議っぽいもので実施してみたところでは。

結果としては、設備面、運用面での課題整理は引き続き必要と考えています。

記載はないのですが、具体的にどんなことが課題かといいますと、まず設備面として、委員会ですので、オンライン会議とは異なりまして、傍聴者やマスコミ、そして録画配信上でも、オンライン出席者の映像や声を伝える仕組みが必要です。それについては、既に導入済みの大型ディスプレイに加えまして、音響設備のほうをもう少し整える必要があります。

前回の模擬委員会では、事業者にレンタル機材を用意してもらいましたが、割と豪華な機械で、聞いたら200万円とか言われまして、ちょっとそこまでは準備できないのかなということで、簡便な方法をまた検討中です。

それから運用面ですが、模擬委員会の中で、委員会室でやっている音声が一時的にオンライン出席の委員に届いていなくて、委員に質問を最初から言い直してもらったということもありました。こういった一時的な通信不良時の対応などもマニュアル化しておく必要があると考えられます。

そういった課題はあるものの、基本的に報告をする、それを聞く、質疑応答のやり取り、採決などはできることが確認できましたので、課題は課題で潰していきながら、来年度に向けて本格的に規定整備を行って体制を整えていってよいのでしょうかというのが今回の投げかけで、規定整備をしたらこんな形でいかがでしょうかという提案をさせていただきます。

具体的な規定整備案ですが、まず下部分で、委員会条例の改正案です。規定整備済みの各都府県では、委員会条例を一部改正しまし

て、特定の事由がある場合にオンラインを活用した委員会ができるという旨の条文を設けています。

この事由をどうするかなのですが、案としては、アンダーラインが引いてありますとおり、先行都府県が設けている事由、記載のとおり、重大な感染症、大規模災害、育児・介護はいずれも盛り込んで、幅広に設定してはどうかと考えています。

図で御説明しますが、まず左側に、オンライン開会の目的として、全国議長会が示しているものが大きく2つあります。1点目としては、上のほうで、コロナ禍や災害時においても住民の声を反映した意思決定を行うため。この目的による開会事由が、右側の重大な感染症のまん延防止措置等と大規模災害です。総務省がオンラインを認める事由として明記しているのは、一番上の感染症のみです。この事由のみを明記しているのは、東京都をはじめ3都県です。これに大規模な災害の発生を併せて開会事由として条例に明記しているのが、一番多い12県になります。

左側の目的に戻って、目的のもう一つが、多様な人材の議会参画を促すため。事情を持っている人材でもなるべく参加できるようにということで、これによる開会事由が、その右側の育児・介護等の個別事由になります。

この育児・介護等と明記しているのは、現状は4府県、記載していないですが、大阪府、大分県、秋田県、あと近くの福井県の4府県だけが明記をしています。

ただ、そのほかの自治体でも、明記はしていなくても、その他やむを得ない事由などという包括規定を設けまして、運用上は育児・介護も認めるとしているところもあります。

これからの地方議会の流れとしては、こうした個別事情に対応できる環境整備も求められていくのではないかと思います。

ただ、先ほど御説明しましたように、設備面、運用面での課題整理が道半ばですので、個別事情まで認めて、気軽にオンラインで出

席したいと求められると、事務局的にも現状は対応が難しいかなという面はありますので、条例上、育児・介護まで明記してしまうのかということは、今この場で議論いただければと思っています。

それから、資料の下部ですが、条例上の位置づけや、条例規定上の取扱いとしては箇条書きしてあるとおりで、1つ目が、一応開会の特例として位置づけまして、オンライン出席については委員長が許可をする許可制とします。これはほとんどの都府県と同様です。

それから、許可を得たオンライン出席委員は、当然、定足数・表決等における出席委員として扱いますので、費用弁償の対象にもなります。交通費は基本、御自宅で参加なら発生しないので、公務諸費のみ対象です。

それから、秘密保持の観点から、秘密会は開催不可とします。

そして、右側のほうで、参考人のオンライン出席は可とします。これは、委員のオンライン出席云々、コロナの感染症とかと関係なく、総務省が別途通知で認めているものです。

それから、具体的な運用方針については、他の都府県と同様、要綱を制定し、別に定めることにしたいと思います。要綱なので、条例よりも機動的な改定が可能となります。

具体的な条例の改正案については、今、詳細には説明しませんが、11ページ、12ページにお示ししております。

11ページのところだけ、基本なので御説明しておきます。オンライン委員会の開会事由、位置づけをどうやって入れるかということ、第10条が委員会の招集についての規定ですが、大体どこの都府県も一緒です。ここに第10条の2を新設しまして、委員会の開会方法の特例ということで、次に掲げる場合において、オンラインを活用した委員会を開会することができる。できるんですが、一応必要性の判断の余地は残しておきたいので、「適切かつ効果的な委員会の運営の観点から特に必要と認めるときは」としたいと思います。

そのあとの「次に掲げる場合」については、先ほどの説明に合わ

せまして、案としては、(1)感染症と大規模な災害、(2)育児、介護その他のやむを得ない事由にしております。

ちょっと資料を戻っていただきまして、10ページを御覧ください。これは、具体手続について議長が定める運用要綱の案ですが、その概要を御説明します。

要綱の規定内容については、ホームページ上で要綱を公表している大阪府のものに準じて、他県の要素も一部追加して考案しております。

大項目としては、まず、オンライン出席委員の責務に関する規定で、1から5まで書いてありますが、セキュリティ対策、それから、現にいる場所に委員以外の者を入れない、委員会に関係ない映像や音声の禁止、そのためのイヤホン、マイク、ヘッドセットの使用を可とすること、(5)開会前の通信テストの実施、委員会中に連絡の取れる電話番号等の提示、以上を定めます。

次の大項目としては、オンライン委員会の開会手続です。

開会決定のトリガーとして、(1)の①②の2パターンが考えられます。①は個別事由のある委員からの、これは本人でしか分かりませんので、開会請求書の提出、②は感染症、災害により参集が難しいと判断される場合、こちらは個別の請求は不要なので、委員長判断になります。①②のいずれかがあったときに、委員長が必要性を判断して開会を決定し、その旨を委員へ通知します。

(2)で、その通知後に、オンライン出席を希望する委員がオンライン出席の申請書を提出します。この場合、①で既に請求書を出されている委員は、新たな申請は不要とします。

それから3つ目で、オンライン出席の範囲ですが、お示ししている表は、全国議長会のデジタル化専門委員会が整理したパターン分類表です。A、B、Cの3パターンに整理されていますが、Cは正副委員長、委員、事務局、執行部、全てオンラインというものです。

それからBが、執行部、事務局などは委員会室出席が基本ですが、

正副委員長のいずれかまたは両方がオンライン出席となるもの。

Aが、正副委員長は委員会室出席で、委員のみオンライン出席とするものです。

どのパターンまでを実施できることにするかは大体どこの県も決めていますので、模擬委員会を実施してみても感想ですが、オンライン委員会における委員長の職務は、通常より気を張ることが多くて、出席の確認や、通信不良の際に暫時休憩にして対応することの判断、それから表決の確認など、オンラインならではの業務も必要でありまして、事務局とも通常以上の連携が必要と考えられます。

ですので、パターンAを太枠で囲んで、矢印の先に考え方をお示ししましたが、当面の間、実績が積まれるまでは、委員長がその職務を全うすることがより確実と思われるパターンAで運営したいと考えます。

ですので、その下の下線部分に示していますとおり、正副委員長はオンライン出席できない旨を規定する案としております。こうしている自治体は複数見受けられます。ただし、要綱まで公表している県が少ないので、完全に確認できたわけではないのですが。

なお、執行部は組織で対応しておりまして、職務代理者の対応が可能なので、オンライン出席の対象外とします。

最後の大きな項目で、議事進行の細かいルールです。

(1) オンライン出席委員は、本人の映像と音声がいずれも確認できる場合に限り出席として扱うことにします。映像、音声のいずれかが届かない、確認できない場合は離席扱いとしまして、採決などにも加えません。

(2) オンライン出席委員の賛否は、実際、模擬委員会でも挙手のみだと見えづらいことがありましたので、挙手と発言により確認することとします。〇〇委員、賛成でしょうかというふうに確認をします。

(3) 秘密保持の観点から、投票による表決は不可とします。

それから（４）委員長は秩序保持のため、通常でしたら、従わない委員は退場させるのですが、それに代えて回線の遮断等が可能ということにしております。

運営要綱の大まかな定めについては、この資料のとおりでありまして、全体は13ページから16ページにお示ししておりますが、説明は省略させていただきます。適宜御確認ください。

なお、今後のスケジュールについて、特に資料に記載はしておりませんが、この方向性と内容について御協議いただきまして、まとまるようであれば、当初の予定どおり、委員会条例の改正案について2月議会に提案の上、次年度からの施行、併せて要綱制定と考えているところです。

以上で私からの御説明を終わります。

瘡師委員長 ありがとうございます。

それでは、どなたでも結構でございますので、御意見、御質問等、御発言をお願いしたいと思います。

自民党さん。

奥野委員 まだテストでやってみてということなので、詳細についてはおいおいということになるのかもしれませんが、今の御説明の中でちょっと気になったのがオンライン出席の範囲でありまして、正副委員長はオンライン出席できない旨を規定するとなると、例えば災害発生で、委員長もしくは副委員長の地元が被災をしたというときに、本人が無事で、スマホやタブレットでもいいですが、何らかの手段でつながれる状況にあるのに、その人たちはオンライン出席が認められないということになると、それでいいのかなというような気がしていて、今ほどの説明の中では、要は運営上いてほしいという話だったと思うので、委員長もしくは副委員長が実際に委員会室にいるというような状況が担保されればいいのではないかと。なるべく2人そろっていただければいいけれども、規定の仕方として、正副はオンライン出席できないという規定にしてしまうのは、本当

に災害対応とか有事対応の際にいいのかどうか疑問に思っています。
事務局（森議事課副主幹・委員会係長） 委員長、副委員長が災害等で
委員会室に来られなくても、委員としての出席は認めたほうがいい
のではないかというような御趣旨ですよね。

奥野委員 例えば委員長が被災したら、副委員長が登庁して進行し、
委員長はオンラインで出席をすとか。要は、ここにオンラインだ
ったら出席できないということを規定してしまうと、足を運べない
状況になったときに、もしかしたら2人とも来られないみたいなこ
ともあるかもしれないし、体は無事でもオンライン出席できないん
だったら、実質欠席になってしまうということも想定できるのかな
と想定の意見です。

事務局（森議事課副主幹・委員会係長） すみません、IT活用検討委
員会の協議でも同じような疑問が出されまして、他県で実際どうさ
れているか研究してみますと言って、まだ研究の時間が取れていま
せん。実際に運営している県はどうしているかも確認したいと思い
ます。

一応委員長の職務については、今の委員会条例の規定どおり、委
員長職務については、委員長に事故がある場合は副委員長が行う、
正副委員長ともに事故がある場合については年長の委員がというこ
とで、今の運営要綱案上も、15ページですが、これは委員長の職務
だけのお話ですが、要綱案の第5条第2項で、「委員長が委員会室に
出席できないときは、副委員長が委員長の職務を行うものとし、委
員長及び副委員長がともに委員会室に出席できないときは、委員会
室に出席している年長委員が委員長の職務を行うものとする」で予
定はしていますが、では、もともとの委員長がオンライン出席でき
ないとして、委員長の職務を外して委員として質疑に加わったり採
決のメンバーになったりすることができるかということですね。

すみません、ちょっと研究不足ですので、調べて御報告したいと
思います。

瘡師委員長 ほかにございますか。

井上委員 オンライン出席委員の責務のところの（３）ですが、現にいる場所に当該委員以外の者を入れないこと、これは屋内を想定していますが、大規模災害なんかだったら、外からの参加、避難所の中のどこか隅っこで参加させてほしいとか、そういうことも起こり得るんじゃないかと思うんですが、その辺も何か検討されたほうがいいんじゃないですか。屋内とは限らないでしょう。

事務局（森議事課副主幹・委員会係長） 一応総務省の通知などでも、委員会室にいる場合と限りなく同じ状況で、同じ環境下で、静ひつな状況でというような条件がついていますので、周りが、がやがやしていたり、人が出入りする中で、落ち着いて審議に集中できるかどうかという、横で誰かが意見を言い出したりとか、そういうおそれもあるかなと考えられますので。

井上委員 室内を想定しているわけですね。

事務局（森議事課副主幹・委員会係長） そうです。

井上委員 どこかの部屋へ行けと。

事務局（森議事課副主幹・委員会係長） はい。本当に個室を取ってという想定でいます。

井上委員 大規模災害の時に、どうなのかな・・・。

平木議員 今回はあくまで、オンラインで委員会をしたらどうなるかということで、恐らく緊急時対応というのは、この委員会の対応にかかわらず、全体を通して状況が変わってくると思うんです。なので、そこは議会改革なのか議運なのか分かりませんが、オンライン委員会に限らずになると思うんですが、緊急時、様々な規定を上回る特別な意思決定の場であるとか、委員会の開催、議会の開催の招集というのも恐らくあると思うので、そっちが優先されるのかなと思っています。現状は、あくまで、通常時の委員会をオンライン化したらどうなるかということの定めをまずは設定させていただきたいということでもありますので、緊急時対応の様々なところまで

はその後の段階に、もしくは別の規定で定めていく必要があるんじゃないかなと考えます。

以上です。

井上委員 いいですよ。はい。

事務局（森議事課副主幹・委員会係長） 補足ですが、今、運営要綱の案の末尾に、16ページですが、「疑義の協議」という条項を設けてまして、これは秋田県の要綱を準用していますが、第9条で、「オンライン委員会の運営に関して疑義が生じた場合は、議長がこれを定める」なので、委員長が言われた対応はある程度こちらのほうで読めるのではないかなとは思っています。もし本当に委員会を開く必要があるということであれば、「議長がこれを定める」なので、当然、協議を経て定めることになると思います。

瘡師委員長 ほかにございますか。

井加田委員 最初の説明の中で、コロナ禍とか災害時においてもということが枕詞になっていて、その理解で聞いていたんですが、その対象が育児・介護まで広がって、そのところが通常で開くとしたらみたいな、法的に整理する必要があるのかなぐらいの印象なんだけど、例えば、やっぱり議会を開く必然性とか災害時の発生のときの状況は、なかなかイメージがつかめなくて、だから、通常使う想定でやってみるという段階なのかなと思いますけど、コロナでも最初は困難みたいな部分は何となく重さがあるなという印象なので、その辺もちょっと整備が要るのかなと。そうすると、育児・介護等の理由をどんな扱いにするかというのはちょっと整理されてくるのではないかなと。全部一緒にひっくるめてどうするかみたいな議論になってやしないかなと、そんな気がするんですけど、そんなふうにするのは私だけですか。皆さんいかがですか。

瘡師委員長 皆さんいかがでしょうか。

井加田委員 もう少し絞って整理していったほうがいいのかなど。

瘡師委員長 ほかにございますか。

では、本日の御意見も踏まえまして、細部の修正等につきましては私に御一任をいただき、議会改革推進会議としての案をこれから取りまとめていきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、協議事項の5、富山県議会会議規則の一部改正について、事務局から説明を願ひます。

事務局（柏議事課課長補佐） 17ページの資料4になります。富山県議会会議規則の一部改正についてです。

令和5年度から議事日程等の配付、先ほど会議録の配付も会派に配付ということで御協議いただきましたが、議事日程等の配付を取りやめ、ペーパーレス化していくことから、配付に代わる措置を会議規則に新たに設けたいと考えております。

2番の改正内容のところですが、第125条、現状のものでは、会議録は、印刷して、配布するという規定になっておりますが、第125条については、この「印刷して」を削除したいと思っております。

そして、新たに、第130条に「配布に代わる措置」というものを新設したいと思ひます。中身は、「議長が、この規則の規定により議員に配布すべき議事日程その他の文書の配布に代えて、議員が電磁的方法を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置を講じたときは、当該配布をしたものとみなす」という規定を入れたいと思っております。

既にペーパーレス化を先行している自治体の条例を見ますと、このように「配布に代わる措置」という規定を設けているところが5県ありまして、同じように規定したいと思っております。

電磁的方法というところの記載につきましては、地方自治法だとか、情報通信技術を活用した行政の推進に関する法律等、国の法律の文言を同じように適用しているような形になっております。

会議規則には、ほかにも配布という規定がございまして、それが下の3番の第20条、議事日程等の配布、第41条では、委員会におけ

る少数意見報告書の配布という配布の規定がございます。

このほかに、投票用紙の配布に係る規定もございますが、「配布に代わる措置」という規定を1条追加して対応したいと思っております。

この後の改正までのスケジュールですが、議会運営委員会で改正概要と条文案を説明し、そちらでの了承を得て、2月定例会で会議規則の改正案を提出したいと考えております。

なお、規則改正に伴う要綱、先例の取扱いについてですが、県議会におけるほかの要綱だとか先例にもそれぞれ「配布」という言葉、文言を使っているんですが、基となります会議規則において「配布に代わる措置」を規定することから、そのほかの要綱だとか先例については改正しないということで進めたいと考えております。

説明は以上です。

瘡師委員長 何か質問等ございましたら。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

瘡師委員長 それでは、いま一度精査をいたしまして、修正がもしあれば私に御一任いただいて、議会改革推進会議としての案を取りまとめたいと思っております。よろしく申し上げます。

次に、協議事項の6、本会議場からの避難誘導訓練の実施結果について、事務局から説明願います。

事務局（朴木総務課課長補佐） 資料5-1、18ページを御覧ください。避難訓練の実施結果です。

1番の趣旨でございますが、避難訓練は、令和4年度の議会改革に関する行動計画に位置づけられておりまして、危機管理対応の取組として、危機管理対応マニュアルに基づく避難訓練を実施いたしました。

2番の避難訓練の概要ですが、11月30日の代表質問終了後に実施しました。参加者は54名で、その内訳は御覧のとおりです。

（4）訓練の内容ですが、①から⑥までは昨年と同様でしたが、⑦

の各会派代表者会議が今回新たに追加した内容でして、発災から数時間後を想定しまして、被災地議員、今回は筱岡先生でしたが、被災地議員のオンライン参加を想定して、別室から筱岡先生に参加をしていただきました。

3番の避難訓練における今後の対応ですが、より幅広く有事に対応できるように、本会議中における地震発生想定での訓練だけでなく、様々な被害想定での訓練を検討してまいります。

(2) 有事においてはタブレットを活用して、事務局から災害情報等を各議員へ提供することや、議会運営委員会や各会派代表者会議などをオンラインで開催することが想定されます。日頃からタブレットを利活用するとともに、今ほどの話にもありましたが、オンライン会議を積極的に実施するということが求められていると思います。

4番の今後の予定ですが、避難訓練を年1回程度、継続的に実施していくことを考えています。

アンケートを実施しまして、今後の避難訓練の改善に反映させてまいりたいと思っております。

資料5-2を御覧ください。19ページ、このアンケート用紙に御記入いただきまして、12月23日金曜日までに総務課または控室職員まで提出をお願いします。

私からの説明は以上です。

瘡師委員長 御意見、御質問等、どなたからでも、ありましたらお願いしたいと思います。

〔発言する者なし〕

瘡師委員長 それでは、ないようでございますので、次回の会議については、2月定例会前で日程調整の上、開催することとし、今年度の取組状況の確認等をしたいと思っております。

以上で本日の議事は終わりましたが、この際ほかに御意見等ありませんか。

ないようでありますので、これをもって第4回議会改革推進会議
を閉会いたします。

皆様、お疲れさまでございました。